

岩手県企業局管理規程第4号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県企業局長 藤澤 敏子

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休日) 第2条の8 常勤の職員（第2条第4項及び第6項（前条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員を除く。）及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。 (休日の代休日) 第2条の9 [略]	(休日) 第2条の8 常勤の職員（第2条第4項の規定の適用を受ける職員を除く。）及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。 (休日の代休日) 第2条の9 [略] <u>(時間外勤務)</u> 第2条の10 所属長は、常勤の職員の勤務時間が法定労働時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条及び第32条の2第1項に規定する労働時間をいう。）を超える場合で、同法第33条に該当するとき、又は同法第36条に基づいて協定をしたときは、その労働時間を延長し、又は週休日に勤務させることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の規定により労働時間を延長し、又は週休日に勤務をさせることができる時間数その他の同項の規定による労働時間の延長又は週休日の勤務に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。